

2

新たな食料・農業・農村基本計画

(1) これまでの食料・農業・農村基本計画

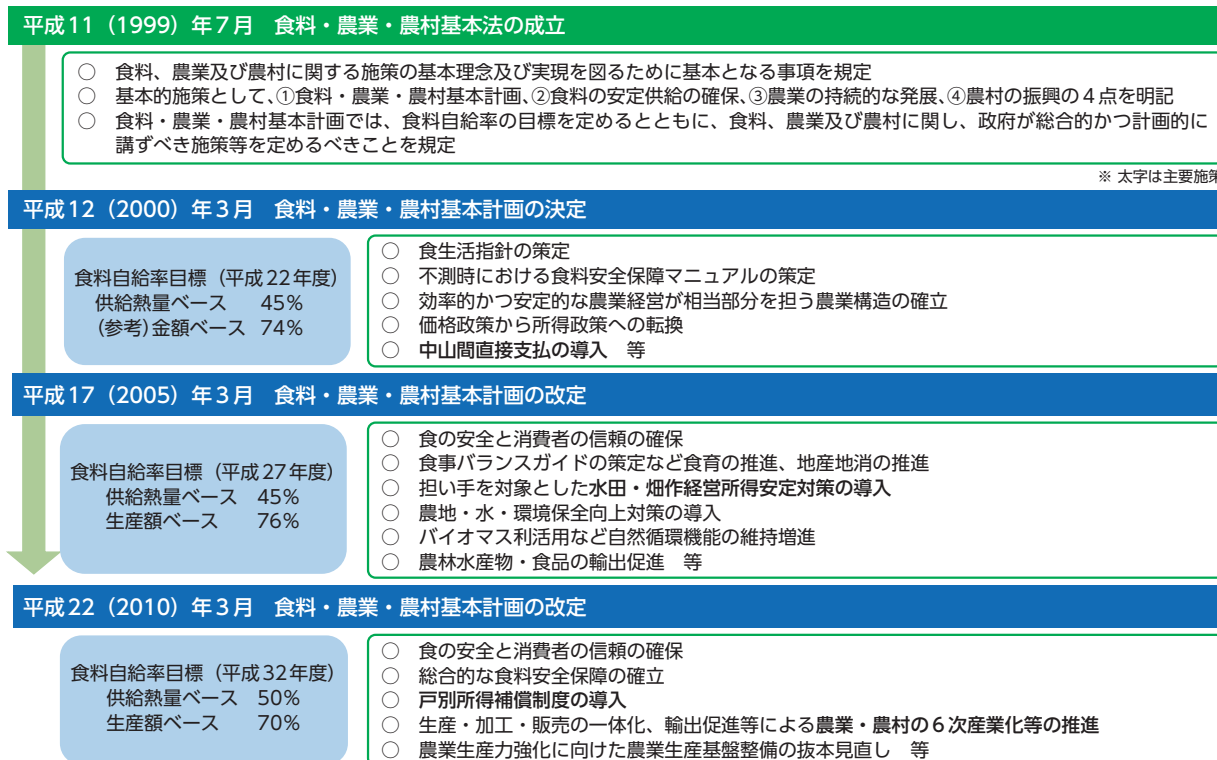
(前基本計画までの目標と施策)

平成11(1999)年7月に、21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本指針として「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」という。)が成立し、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念を具体化するための施策が推進されてきました。

基本法に基づき策定される食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)は、基本法に掲げる基本理念に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

最初の基本計画は、平成12(2000)年3月に策定され、食生活指針の策定、不測時における食料安全保障マニュアルの策定、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立、価格政策から所得政策への転換、中山間直接支払の導入等が記載されました(図2-1)。次に平成17(2005)年3月に基本計画が見直され、食の安全と消費者の信頼の確保、食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消¹の推進、担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入、農地・水・環境保全向上対策の導入、バイオマス²利活用など自然循環機能の維持増進、農林水産物・食品の輸出促進等が記載されました。さらに、平成22(2010)年3月に基本計画が見直され、食の安全と消費者の信頼

図2-1 これまでの食料・農業・農村基本計画の主な内容



資料：農林水産省作成

1、2 [用語の解説] を参照

の確保、総合的な食料安全保障の確立、戸別所得補償制度の導入、生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の6次産業化¹等の推進等が記載されました。

また、基本法第15条において、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として定める」こととされており、それぞれの基本計画に食料自給率目標が記述されています。

平成12（2000）年に策定された最初の基本計画では、供給熱量²ベースのみで目標を設定することとし、計画期間内における実現可能性を考慮し、平成22（2010）年度に供給熱量ベースで45%と定められました。次の平成17（2005）年に策定された基本計画では、供給熱量ベースで平成27（2015）年度に45%とすることに加え、比較的低カロリーである野菜、果実等の生産活動をより適切に反映する観点から、前回は参考として示されていた生産額ベースについて、76%とする目標が定められました。さらに平成22（2010）年に策定された基本計画では、「我が国が持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標」として、供給熱量ベースで平成32（2020）年度に50%、生産額ベースで70%と設定されました。

（2）新たな食料・農業・農村基本計画

ア 新たな食料・農業・農村基本計画の策定経緯

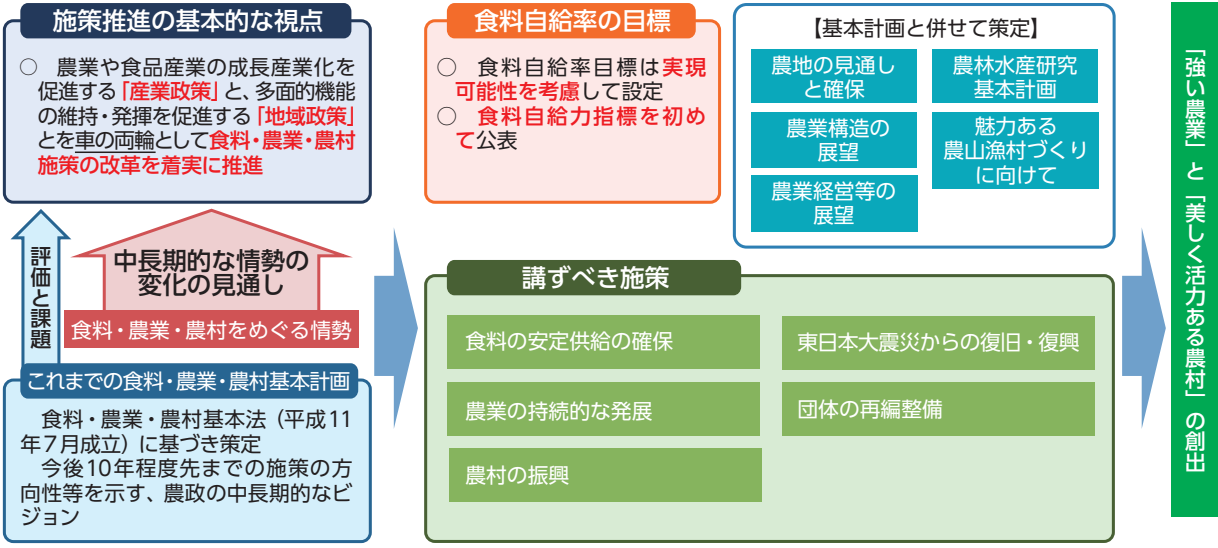
（議論の経過）

食料・農業・農村をめぐる新たな動き等を踏まえ、平成25（2013）年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26（2014）年6月改訂）が、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとして取りまとめられました。本プラン等で示された施策の方向も踏まえつつ、国民全体の取組の指針として、新たな基本計画が策定されることとなり、平成26（2014）年1月28日に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長（生源寺眞一名古屋大学大学院教授）に諮問されました。それ以降、同審議会企画部会（部会長：中嶋康博東京大学大学院教授）において、計17回にわたり具体的な検討が進められました。審議の前半では、食料自給率目標等の検証や、基本法成立以降の施策展開について、基本法の各条項に沿った検証を行い、後半では、食料自給率等の目標設定の考え方や食料自給力の取扱い、施策の具体的な方向性等について集中的に議論が進められました。その後、新たな基本計画は、平成27（2015）年3月24日に開催された同審議会で審議会会長が農林水産大臣に答申し、同年3月31日に閣議決定されました（[図2-2](#)）。

また、今回の検討に関しては、審議会の場合以外にも、企画部会委員等の出席のもと、現地調査や地方意見交換会が実施されました。地方意見交換会については、全国10か所において、地域の農業者、消費者、実需者、地方自治体等の有識者が参加し開催され、基本計画の見直しに関する意見・提案がなされました。

1、2 [用語の解説] を参照

図2-2 新たな食料・農業・農村基本計画について



資料：農林水産省作成

イ 新たな食料・農業・農村基本計画

新たな基本計画は、我が国が人口減少社会となって初めての計画であり、以下のような食料・農業・農村をめぐる情勢や施策の評価と課題を踏まえて策定されました。

(食料・農業・農村をめぐる情勢)

今後、農村の高齢化や集落人口の減少等が一層進行し、地域によっては集落の共同活動による地域資源の維持管理等の継続に支障を来すことのほか、高齢化や人口減少の進行により、国内の食市場の縮小や担い手不足といった様々な問題が顕在化することが懸念されています(図2-3)。

一方、世界的には中長期的に食料等の需給の逼迫^{ひっばく}が懸念されるなど、今後の我が国の食料供給の在り方に関わる環境変化も進んでいます。

女性の社会進出や単身・高齢者世帯の増加等の社会構造、ライフスタイル等の変化を反映し、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進展していますが、国内の農業生産が十分に対応できていない状況です。

このような情勢の中、利用権の設定等による農地集積が一定程度進展し、認定農業者¹や集落営農²等が農地を利用する面積は全体の約半分を占めるなど、農業構造は変化してきました。しかしながら、農業就業者の高齢化が進み、60歳以上が7割、50歳未満が1割という著しくアンバランスな年齢構成となっています。加えて、農地集積により経営の規模が拡大する一方、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜^{さくそう}している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっています。

農業・農村の多様な可能性の観点からは、海外における日本食への関心の高まりや、国内における高齢化など社会構造等の変化に伴う介護食品や食に関連した健康ビジネスなど新たな分野の市場が拡大すると見込まれています。また、農村の多様な地域資源の有効活用も始まり、女性ならではのアイデアと感性も活かしながら新たな可能性を切り開いていく取組が徐々に増え始めています。加えて、ロボット技術やICT³といった最先端の技術

1、2 [用語の解説] を参照

3 Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称

図2-3 食料・農業・農村をめぐる情勢

◆高齢化や人口減少の進行 国内食市場の縮小の一方、介護食品等新たな市場への期待 農業就業者の高齢化、多面的機能の維持・発揮が課題	◆世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展 世界の食料需要の増大と地球温暖化等の気候変動の進行 農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開の進展
◆社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化 女性の社会進出や単身・高齢世帯の増加等の社会構造の変化、ライフスタイルの変化に伴う消費者ニーズの多様化	◆農地集積など農業・農村の構造変化 利用権設定による農地集積の一定程度の進展等の一方、50歳未満の農業就業者が1割とアンバランスな年齢構成
◆国内外の新たな市場やロボット技術等の多様な可能性 海外の日本食への関心や国内の健康ビジネス市場の拡大 ロボット技術やICT等の最先端技術の活用	◆東日本大震災からの復旧・復興 津波被災農地の7割は営農再開可能で、被災農業経営体の55%が経営再開、依然として続く原発事故に伴う風評被害

資料：農林水産省作成

を農業・農村分野でも活用することにより、生産性等を大幅に向上させる可能性があります。

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興においては、津波被災農地は、平成27（2015）年3月時点で7割が営農再開可能となっており、津波被害のあった農業経営体は、平成26（2014）年2月時点で55%が経営を再開しています。しかし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害は依然として払拭されたとはいえない状況です。

（施策推進の基本的な視点）

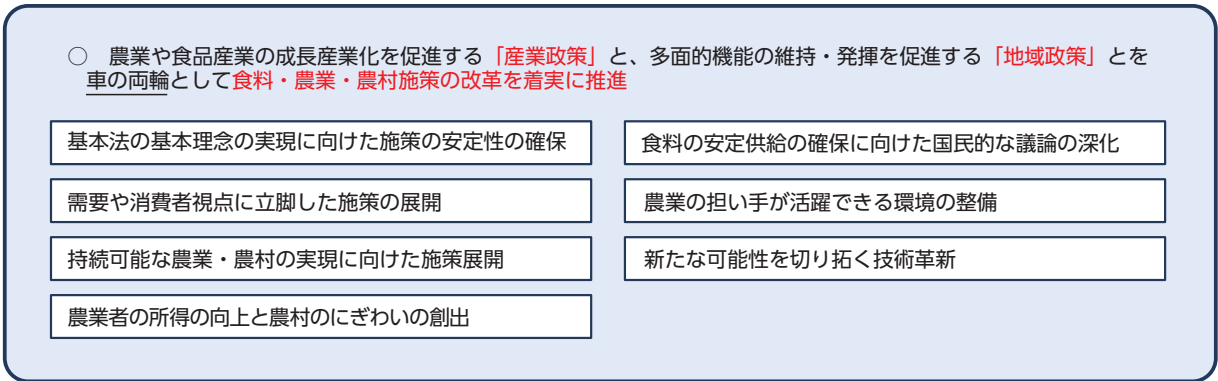
これまでの施策展開の前提としていた食料・農業・農村の実態等が大きく変化しつつあり、現在は食料・農業・農村施策の展開に当たっての大きな転換点にあります。

今後、基本法に掲げられた基本理念の実現を図っていくためには、農地の集積・集約化等による農業の構造改革や、新分野への積極的なチャレンジを通じた国内外の需要の取り込み等を進め、農業や食品産業の競争力の強化を図っていくことが必要です。また、農業・農村の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることから、その発揮を促進することが必要です。

このため、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業の構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるという観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を推進していくことが必要です。

その際、短期的に取り組むべき課題と中長期的な変化への対応という観点にも留意しつつ、(1) 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保、(2) 食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化、(3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開、(4) 農業の担い手が活躍できる環境の整備、(5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開、(6) 新たな可能性を切り拓く技術革新、(7) 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出という視点に立って、施策を展開することとしています（図2-4）。

図2-4 施策推進に当たっての基本的な視点



資料：農林水産省作成

ウ 食料自給率の目標 (食料自給率の目標)

前基本計画策定以降の状況を見ると、供給熱量ベースの総合食料自給率については、増加を見込んでいた米、米粉用米等の消費が予測を大きく下回る一方で、減少を見込んでいた油脂類等の消費が予測を上回って推移している状況にあることや、大幅な拡大を見込んでいた米粉用米や小麦等の生産が目標数量を大きく下回っていることが要因となり、目標と乖離して約40%で推移しています。また、生産額ベースの総合食料自給率については、国内生産額への寄与が大きい牛肉、豚肉等の消費と生産がおおむね見込みに沿って推移していることが要因となって、目標の70%に近い水準で推移しています。

今回の食料自給率の目標設定に当たっては、食料自給率は国内の農業生産だけではなく、食料消費の在り方等によって左右されるものであること、この目標が食料消費の見通しや消費者ニーズを踏まえた国内生産の指針としての役割を有すること等に留意し、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮することとされました。その結果、平成37(2025)年度における供給熱量ベースの総合食料自給率については45%、生産額ベースの総合食料自給率については73%を目指すこととされました(表2-1)。また、総供給熱量の2割、食料の国内消費仕向額の3割を占める畜産物の自給率は、飼料の自給の度合いに大きく影響を受けることから、併せて飼料自給率の目標が設定されることとなり、40%と定められました。

表2-1 食料自給率の目標等

(単位：%)

	現状 (平成25(2013)年度)	平成37(2025)年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	39	45
生産額ベースの総合食料自給率	65	73
飼料自給率	26	40

資料：農林水産省作成

注：1) 平成37(2025)年度における生産額ベースの総合食料自給率は、各品目の単価が現状(平成25(2013)年度)と同水準として試算したものである。
2) 飼料自給率は、粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量(TDN)に換算して算出したものである。

(食料自給力の考え方)

国際的な食料需給に不安定要素が存在する中、多くの国民が国内生産による食料供給能力の低下を危惧している状況にあります¹。

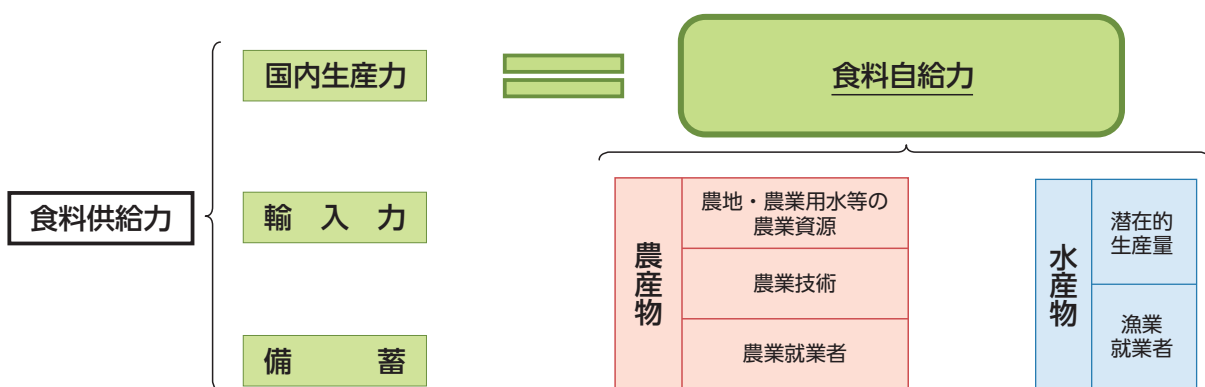
他方、国民が現実に消費する食料が国内生産によってどの程度賄えているかを示す食料自給率については、非食用作物（花き・花木等）が栽培されている農地が有する食料の潜在生産能力が反映されないなど、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界があります。

このような中、仮に輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が発生した場合は、国内において最大限の食料供給を確保する必要があります。現実の食料消費の下における供給熱量ベースの総合食料自給率は直近の平成25（2013）年度において39%ですが、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力をフル活用すれば、生命維持に必要な食料の生産を高めることが可能であることから、平素からその時点におけるその潜在生産能力を評価しておくことが重要です。

また、過去50年にわたり農地面積は減少傾向で推移するなど、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力の低下が懸念される状況にあることから、その潜在生産能力について過去からの動向も併せて示すことにより、国内の潜在生産能力の状況について国民の正しい理解を得ていくことも重要です。

このため、現実の食料消費の下での食料自給率に加えて、その時点における我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標である食料自給力指標が初めて公表されることとなりました。また、その構成要素については、農産物は、農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者であり、水産物は、潜在的生産量、漁業就業者と整理されました（図2-5）。

図2-5 食料自給力の考え方



資料：農林水産省作成

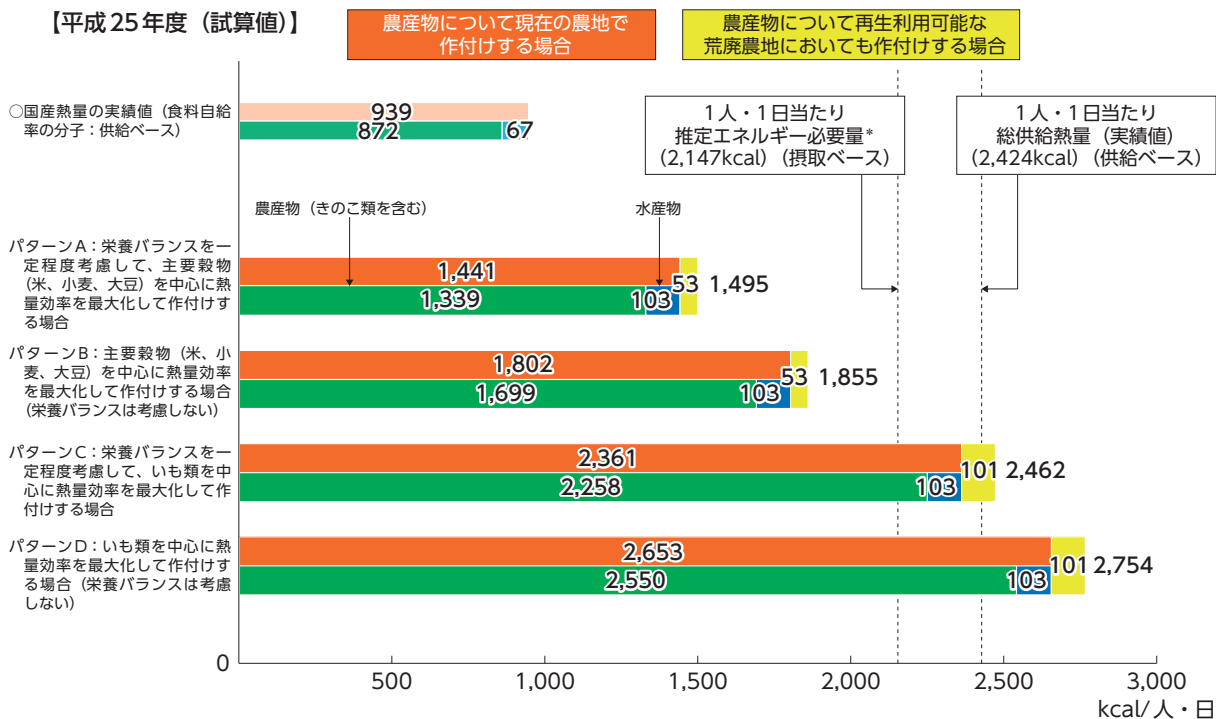
(食料自給力指標)

食料自給力指標は、農地等を最大限活用することを前提に、生命と健康の維持に必要な食料の生産を4つのパターンに分けた上で、それぞれの熱量効率が最大化された場合の国内農林水産業生産による1人・1日当たり供給可能熱量により示すこととされました（図2-6、図2-7）。

¹ 内閣府「食料の供給に関する特別世論調査」（平成26（2014）年2月公表）

食料自給力指標を公表し、食料自給力の現状や過去からの動向について認識を共有することにより、我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、その上で、国において生産者には農地等のフル活用、消費者には国産農林水産物の積極的な消費拡大等を働きかけることにより、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進していくこととされています。

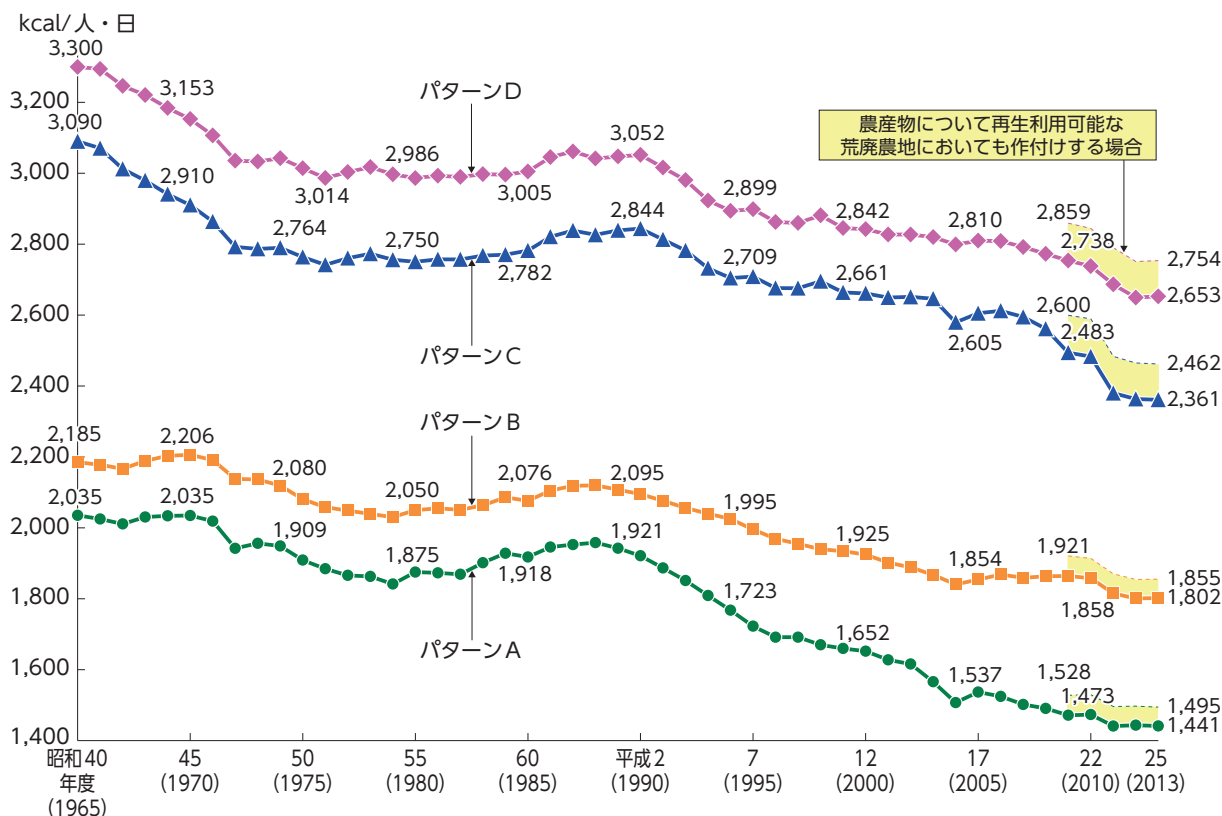
図2-6 平成25（2013）年度における食料自給力指標



資料：農林水産省作成

注：*「比較的に短期間の場合には、『そのときの体重を保つ（増加も減少もしない）ために適当なエネルギー』の推定値

図2-7 食料自給力指標の推移



資料：農林水産省作成

エ 新たな食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策

基本計画では、食料・農業・農村をめぐる情勢等を踏まえ、講ずべき施策を記述しています。

(食料の安定供給の確保)

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組を推進するとともに、食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承等を推進します。農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を促進します。食料の安定供給をめぐる様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立します。

(農業の持続的な発展)

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手を育成・確保し、経営所得安定対策を着実に推進します。女性農業者が能力を最大限発揮できる環境を整備します。農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化を推進し、農地を確保します。構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進します。米政策改革を着実に推進するとともに、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を図ります。農業の生産・流通現場の技術革新や気候変動への対応等を推進します。

(農村の振興)

多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を着実に推進します。鳥獣被害への対応を強化します。高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など地方創生に向けた取組を強化します。都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住、都市農業の振興等を促進します。

(東日本大震災からの復旧・復興)

農地や農業用施設等の着実な復旧等を推進します。食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等を推進します。

(団体の再編整備)

農協改革や農業委員会改革を実施します。農業共済団体、土地改良区の在り方について、関連制度等を含めて、検討します。

(3) 食料・農業・農村基本計画と併せて策定された展望等

新たな基本計画と併せて、農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営等の展望等が策定されており、それらの内容をここでは紹介します。

ア 農地の見通しと確保

(平成37(2025)年に440万haの農地を確保する見通し)

平成37(2025)年における農地面積の見込みは、これまでのすう勢が今後も継続した

場合、平成26（2014）年現在の農地面積452万haが、農地転用により11万ha、荒廃農地¹の発生により21万ha減少し、420万haとなると推計されます。これに、荒廃農地の発生抑制や再生等の施策効果を織り込んだ結果、平成37（2025）年時点で確保される農地面積は、440万haと見通されます。

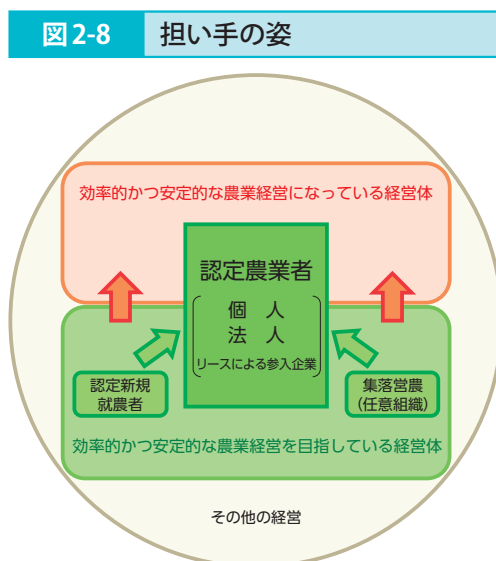
イ 農業構造の展望 (望ましい農業構造の姿)

担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を総合的に推進していく上での将来のビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにしています。また、持続可能な力強い農業を実現していくためには、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要であることから、農業労働力の見通しについても併せて提示しています。

担い手の姿としては、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて、「担い手」としており、ここでいう効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、(1)「認定農業者」、(2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」、(3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」としています（図2-8）。

望ましい農業構造の姿としては、担い手の農地利用面積が過去10年間で全農地面積の3割から5割まで増加している中で、基本法第21条²を踏まえ、今後10年間に於いて全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指すこととしています（図2-9）。

農業労働力の見通しとしては、農業就業者（基幹的農業従事者及び雇用者（常雇い））について、平成17（2005）年から平成22（2010）年にかけてのすう勢を基に試算を行い、平成22（2010）年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、平成37（2025）年には60歳代以下で90万人を下回ると見通されるところ、農業の内外からの青年層の新規就農により、若い農業者が定着ベースで倍増することを前提とすれば、年齢構成のアンバランスが改善され、平成37（2025）年には60歳代以下で90万人以上を確保することが可能となるとしています。

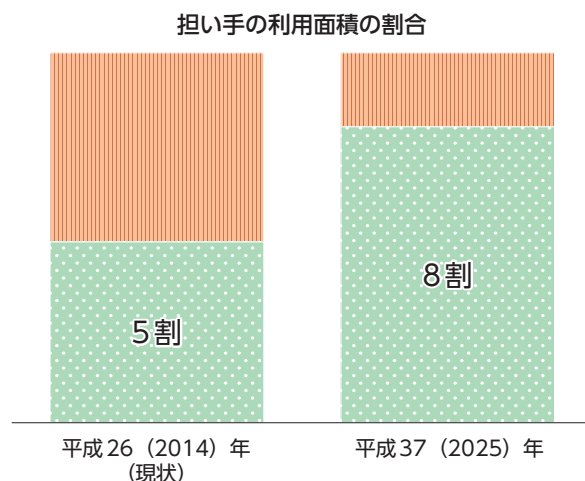


資料：農林水産省作成

1 [用語の解説] を参照

2 「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。」

図2-9 望ましい農業構造の姿（平成37（2025）年）



資料：農林水産省作成

ウ 農業経営等の展望

（農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向けた対応方向）

我が国の農業・農村は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等に直面するなど厳しい状況にあります。このため、農業の競争力を強化し、産業として持続あるものにするとともに、農村を活性化するためには、農業・農村の所得を増大することが重要となっています。

このようなことを背景に、平成25（2013）年4月に自由民主党において取りまとめられた「農業・農村所得倍増目標10ヶ年戦略」において、「地域や担い手の所得が倍増する姿を目指す」こととされ、平成25（2013）年12月に農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）において決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」及び平成26（2014）年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014においてそれぞれ「農業・農村の所得倍増を目指す」ことが明記されました。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」等においては、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進することとされています。

これを受けて、農業経営等の展望の中で、農業所得の増大と農村地域の関連所得の増大に向け、マクロでの道筋（農業所得について品目別に、農村地域の関連所得について分野別に対応方向を提示）とともに、現場の農業関係者等が地域や作物に応じて、どのような取組を進めていけばいいか、より具体的なイメージを描くことができるよう、ミクロでの道筋（農業経営モデル及び地域戦略を例示）として、農業経営等の展望（「経営展望」）が併せて示されました。



（経営展望について）

新たな基本計画における「経営展望」では、従来から基本計画に併せて公表してきた「農業経営モデルの例示」のほか、新たに「地域戦略の例示」が作成されました。

「農業経営モデルの例示」により、主な営農類型・地域について、効率的かつ安定的な農業経営の姿のほか、その経営発展や所得増大の道筋が例示されました（図2-10）。また、

地域農業の発展に加え、関連産業との連携等による6次産業化等の事業展開により、地域として農業所得と関連所得の合計が増大する姿をイメージできるよう、併せて地域戦略が例示されました（図2-11）。

図2-10 農業経営モデルの類型と作成例

営農類型	営農体系（モデル数）	営農類型	水田作	対象地域	北海道・北東北
水田作	土地利用型作物（3）	モデルのポイント 寒冷地での水稲の作業の省力化による規模拡大と麦・大豆・飼料用米の収量の高位安定化を図る家族経営			
	土地利用型作物・野菜等複合（4）				
畑作	北海道畑輪作体系（1）	技術・取組の概要 > 水稲については、乾田直播栽培の導入による育苗時間の低減（労働時間約5割低減）、前年秋の耕うん・整地作業による春作業の軽減等の省力化を徹底することで、経営規模の拡大を実現 > 麦、大豆については、飼料用米、青刈りとうもろこしと組み合わせた輪作体系を導入することで、施肥を適正化するとともに、地下水位制御システムの導入による排水性改善や有機物投入等による土壌改善により、収量・品質の安定・向上を実現（単収：麦4割増、大豆5割増）するとともに、産地で加工業者と連携し、「強み」のある品種を導入し収益を向上。さらに、作期競合の回避を図るため、麦の大豆立毛間播種栽培を実施 > 青刈りとうもろこしについては、収穫作業の外部委託等により作業ピークを軽減し、経営規模を拡大。青刈りとうもろこしや飼料用米については、地域のTMRセンター等と連携して安定供給 > 農地の集積・集約化、大区画化による機械の効率利用、複数品目への機械の汎用利用等により経営コストの低減を実現			
	かんしょ作、野菜複合経営（1）				
	さとうきび作（1）				
	茶業（1）				
野菜作	露地野菜作経営（1）	生産技術のトピックス  ○乾田直播栽培を導入することで、育苗に係るコスト及び労働時間を低減、ほ場の乾田化による排水性改善			
	施設野菜作経営（2）				
果樹作	かんきつ（1）	経営発展の姿 【経営形態】 家族経営（2名、臨時雇用1名） 【経営規模・作付体系】 経営耕地 30ha 主食用米（家庭消費用） 5ha（移植） 主食用米（業務用） 5ha（直播） 飼料用米 5ha（直播） 大豆 5ha 小麦 5ha 青刈りとうもろこし 5ha 【試算結果】 粗収益 3,220万円 経営費 2,130万円 うち雇用労賃 20万円 農業所得 1,090万円 主たる従事者の所得（人） 680万円 主たる従事者の労働時間（人） 1,390hr			
	りんご（1）				
	なし（1）				
	果樹複合・ぶどう（1）				
花き作	切り花（2）	（参考）平均的な主業農家の姿 【経営形態】 家族経営（2名） 【経営規模・作付体系】 経営耕地 13.1ha 主食用米 8.4ha（移植） 麦類 1.3ha 豆類 1.2ha その他 2.2ha			
	鉢物（1）				
酪農経営（3）		 ○地域の栽培条件に対応した輪作体系により各品目の生産力が向上			
肉用牛経営	繁殖（2） 肥育、一貫（3）				
養豚経営（1）					
有機農業（1）					

資料：農林水産省作成

図2-11 地域戦略の例示と作成例

地域農業の強みの発揮・創出	地域戦略
①畜産クラスターによる収益性の向上	①畜産クラスターによる収益性の向上
②次世代施設園芸を中心とした施設園芸産地の展開	基本的な戦略 地域の畜産農家が、外部支援組織や食品関連産業と連携し、地域全体で収益性の向上を実現 取組の概要
③新品種・新技術の「強み」を活かした実需者との連携	
④産地の強みを活かした食品企業の誘致	地域の取組の姿 想定地域例：酪農家と肉用牛農家が存在する畜産地域の市町村（関係農家：畜産25戸） <経営規模> 酪農家 20戸 773頭 肉用牛肥育農家 5戸 540頭 雇用 8人 【農業所得】1.8億円① 【農業所得】0.18億円②
⑤6次産業化事業体等による起業	
⑥地場の農林水産物を活用した食品企業との連携	取組後 酪農家：TMRの活用により、省力化及び生乳生産量の増加・性別別精液と和牛受精卵移植により、効率的な乳用後継牛の確保及び和子牛の生産・販売（搾乳牛 960頭） 和子牛の供給【農業所得】【雇用】414頭 2.9億円③ 8人 肉用牛育成・肥育農家：和子牛の導入・地域の酪農家から、和子牛を導入し、育成・肥育一貫経営により効率的に肉用牛を生産（和牛出荷 540頭）【農業所得】【雇用】0.33億円④ 2人 TMRセンター：自給飼料生産を拡大するとともに、TMRを地域の酪農家へ供給【関連所得】【雇用】790万円⑤ 3人 食品関連産業：道の駅におけるジェラート等の畜産加工品の製造・販売【関連所得】【雇用】0.36億円⑤ 2人
⑦加工・業務用向けの野菜の供給	
⑧輸出に向けた産地づくり	地域の関連所得の試算結果 農業所得+関連所得 1.9億円（①+②）→3.7億円（1.8億円増）（③+④+⑤+⑥） 雇用 7人増
⑨知的財産戦略の下での高品質農産物の輸出	
⑩薬用作物の産地づくり	
⑪有機農業の産地づくり	
⑫集落営農法人での加工等の展開	
⑬地域の特産物を活用した独自の加工品等による高付加価値化	
⑭地域の特性を活かした農産物の展開	
⑮直売所を中心とした地産地消の流通システムの確立	
埋もれた農村資源の活用	
⑯直売所から農作業体験、農村レストラン等への展開	
⑰観光農園等を軸にした都市農村交流の展開	
⑱農業体験農園を中心とした都市住民のニーズに応えた展開	
⑲交流を契機とした地域農業の振興	
⑳再生可能エネルギーのメリットの活用による農業の振興	

資料：農林水産省作成

エ 農林水産研究基本計画

(新たな農林水産研究基本計画の策定)

基本計画と併せて、農林水産省は、今後10年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を「農林水産研究基本計画」として策定しました。

同計画では、研究推進のための施策として、研究開発マネジメントの改革、技術移転の加速化及び多様な「知」の創出のための環境整備を位置付けるとともに、生産現場等が直面する課題の速やかな解決に向けた21の研究開発の重点目標と、地球温暖化対策など中長期的な視点で取り組むべき11の研究開発の重点目標を設定しました。

オ 魅力ある農山漁村づくりに向けて

(魅力ある農山漁村づくりに向けた方策の推進)

魅力ある農山漁村づくりに向けて、(1) 農山漁村にしごとをつくる、(2) 集落間の結び付きを強める、(3) 都市住民とのつながりを強めるという3点を基本的な視点として、「魅力ある農山漁村づくりに向けて」(「活力ある農山漁村づくり検討会」報告書)を、農林水産省は、平成27(2015)年3月に取りまとめました。都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現に向けた方策を推進するとともに、地域で取り組まれる実践活動を後押しすることとしています。